

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 山形市全域

#### (1) 現況

本地域は、県の南東部に位置し、奥羽山地、山形盆地、西部丘陵地にまたがり、市域の中央部にある山形盆地は、その東側を馬見ヶ崎川及び立谷川の扇状地が占めており、扇状地には市街地が、その西側に広がる農地において、水稻・野菜・果樹・花卉等をバランス良く取り入れた複合経営が展開されている。東部山岳山間地域、西部丘陵地域の中山間地域では棚田等において稲作経営が行われているが平地地域との生産条件の不利を補正するための取組みが必要である。市域南部の一部では有機農法による稲作経営も行われている。また、本地域においては、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域共同によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）、同項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）及び同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	山形市千歳地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	山形市出羽地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	山形市大郷地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	山形市明治地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

⑤	山形市金井地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑥	山形市南山形地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑦	山形市大曾根地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
⑧	山形市村木沢地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
⑨	山形市西山形地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
⑩	山形市本沢地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑪	山形市榎沢地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑫	山形市高瀬地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
⑬	山形市南沼原地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑭	山形市蔵王地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
⑮	山形市滝山地区	法第3条第3項第2号に掲げる事業
⑯	山形市東沢地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑰	山形市旧市地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑱	山形市飯塚地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）

(1) 対象農用地の基準（市の独自基準）

多面的機能支払交付金実施要綱別紙3の第2の3に規定する多面的機能支払実施に関する基本方針第2の(3)の2の農用地は、農業振興地域内農地に限るものとする。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）

(1) 対象農用地の基準

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるとき

は、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

(ア)山村振興法による指定地域（山寺・高瀬・東沢地区）

(イ)知事特認地域（本沢・西山形・村木沢・大曾根地区、蔵王地区の一部、滝山地区の一部）

#### イ 対象農用地

(ア)急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ)急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

田1/100以上、畑及び草地8度以上とする。

緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な農用地に限る。）している場合、急傾斜農用地の概ね10%以内において緩傾斜農用地を対象農用地とする。

### (2) 集落協定の共通事項

(市長の判断による要件緩和を認める場合の記載例)

1) 連携する未実施集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3) 協定認定年度から本加算措置の適用を受けようとする年度の前年度末までの間に、既に未実施集落との連携又は地域の活性化を担う人材の確保等に係る取組のいずれか一方を行っている場合において、新たに他方の取組を行う場合であり、かつ、集落協定参加者の取組意欲等を踏まえ集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、実施要領第6の3の(2)のイの(オ)の注4が適用される。

### (3) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動

等を行う者とする。

- ①耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- ②農業従事者一人当たりの所得が山形県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。
- ③認定農業者に準ずる者として、市長が認定する者とは、次のとおりである。
  - ア 年間農業従事日数が150日以上  
の基幹的農業従事者を有している経営体
  - イ 山形市の平均経営規模以上の経営体
  - ウ 農業所得が100万円以上の経営体

(4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、必要に応じて集落協定に記載するものとする。